

奈良労働局発表
令和6年6月27日

照	奈良労働局 雇用環境・均等室
会	雇用環境改善・均等推進監理官 渡邊 慎一
先	雇用環境改善・均等推進指導官 北川 絵里
	電話 0742-32-0210

報道関係者各位

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法が改正されます！

**奈良労働局内に
「仕事と家庭の両立支援制度等に関する相談窓口」
を開設します**

～令和6年7月1日スタート～

奈良労働局(局長 橋口 忠)は、令和6年7月1日から「仕事と家庭の両立支援制度等に関する相談窓口」(別添1)を設置します。

相談窓口は、奈良労働局雇用環境・均等室に設置し、令和7年4月1日から順次施行される「子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充」等を盛り込んだ改正育児・介護休業法等(別添2)の内容に関するだけでなく、仕事と家庭の両立支援に関する相談を全般的に受け付け、制度等の利用促進を図ります。

相談窓口の概要

- 相談窓口では、育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法の改正内容についての各種問い合わせの他、仕事と育児・介護の両立支援制度及び利用等についての相談を受け付けます。
- 中小企業事業主、女性労働者に限らず男性労働者、パートタイム労働者や有期雇用労働者等、どなたからの相談も受け付けます。
- 電話(0742-32-0210)、来庁どちらでも相談を受け付けます。
- 受付時間は、月曜日から金曜日の8時30分から17時15分です。

〔別添資料〕

- 別添1 相談窓口案内リーフレット
- 〃 2 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法改正ポイントのご案内
- 〃 3 2024(令和6)年度 両立支援等助成金のご案内